

令和4年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
令和3年3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年3月9日 午後4時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第7号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第8号）
- 日程第8 議案第8号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第9 議案第9号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除

令和4年3月9日（第3日）

開議13時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

まず、本定例会閉会后に受理しました陳情1件は、ご手元に配付しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。まず、この設置しようとしている協議会の構成要員の数というかそういったものをどのように想定されているのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。事務局として現在想定していますのは、学識経験者、福岡県、町内の産業部門、家庭部門、運輸部門、あと地域環境に携わる者、庁舎建設に係る事業者、教育関係、電力会社など12名程度の委員の選出を想定しております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

検討課題がかなり広範囲に及ぶと思うんですけども、この協議会自身はどの程度のスパンで考えていらっしゃるんですか。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。この協議会自体は年3回程度、年内もしくは年度内に計画を策定したいと思っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

この公有地または公共施設に関わるだけのものなのか、それとも地域住民に関わるものなのか、そこまで行くのかどうかというのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

こちらの協議会については、行政のみならず町内全体を対象としております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2 議案第2号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第3 議案第3号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第4 議案第4号 鞍手町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第5号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題と
します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第5号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館の閉校に伴う関係条
例の整理に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

3月31日で、豊翔館閉校になるわけですが、今後の利用、それから管理等はどうい
うふうに考えてありますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長(古後 憲浩君)

豊翔館高校の閉校後につきましては、普通財産として管理をするようになっております。
今後の利活用につきましては、現時点では具体的な案はございません。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

くからて病院が、町立の野球場潰してっていうか、あの跡地にできて、そして運動施設がな
いということで、野球場は豊翔館のグラウンドも利用していいというような、話もあったと
思うんですけども、その利用等それから管理等はどういうふうにされますか。

○議長(星 正彦君)

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館の施設の利用につきましては、普通財産として、管理されるようになりますので、他の普通財産と同様に貸出し希望があれば、使途内容を精査した上で賃貸借契約を結ぶということで、貸し出すことが可能になると思います。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ずっと借り入れた場合は、契約とか結ばないといけないと思うんですけども、例えばソフトボール大会をやるとか、そういった行事をやる場合に、一時的に使用する場合がありますよね。今までもされてたと思うんですが。その点についてはどうのお考えですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

豊翔館のグラウンドと体育館は、あくまでも学校体育施設ということでしておりましたが、今後はもう普通財産ということですので、普通財産の条例を以って貸出してということになるとます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第7号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

これに先立つ補正のときは、まず18歳以下の子供1人当たりに対し現金5万。でクーポン5万というふうな国の方針で、1度補正があったと思いますけども、その後国の方針等が変わって、現金10万の一括でもいいしクーポンでもいいというような形で各自治体はかなりその選択を委ねるといったような形で、国のほうは方針を決めましたというふうに記憶しております。従って本町は、どのような検討をしてどのような形で、給付方法を選択したのか、

その辺を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。町議がおっしゃられますとおり11月22日に6号補正といたしまして先行給付分の5万円これを専決処分を行っております。この際は、国のほうは現金5万円とクーポンという形で基本的な見解が示されておったわけですが、その後令和3年の12月15日に国のほうから、10万円の一括給付が可能であるという見解が示されております。その後本町といたしましても、現金5万円プラスクーポンというよりも一括して10万円を給付するほうがというふうな見解に至りまして、翌日の16日ですが残りの5万円プラス所得制限越えの100人分の専決処分を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

提案の理由の説明にもありましたが、本町では国の寄附基準にある所得制限に従わずに、全ての子育て世帯を対象に寄附を行ったとありますが、寄附の進行状況あとは寄附の状況を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。給付についてですが、先ほども言いました12月の16日付けで、残りの5万円の専決処分を行いましたので、同日対象者に対してその通知を行っております。その後、その通知を行った方々、中学生以下でございますが12月24日に中学生以下の方たちの支払いを行っております。その後12月28日ですが、所得制限越えの中学生が27世帯の45人おられるわけですが、その方たちに通知を行い翌日12月29日には高校生世代の申請の勧奨を行っております。その後、年が明けまして1月26日に町支援分と高校生世代分の初回の支払いを行っております。これは申請が必要になってまいりますので、申請書を提出していただいた方々から順次支払いを行っておりますが、第1回目が1月26日、あとは2週間に1回、月に2回程度の支払いを今行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

19款繰入金について、8頁から9頁まで、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第8号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第9号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

これは、いわゆる非課税世帯に対する国の10万円の給付だというふうに理解できるわけですが、まず対象者への手続これをどのように行っているのか教えてください。

○議長(星 正彦君)

福祉人権課長。

○福祉人権課長(芝野 英和君)

お答えいたします。この非課税世帯の給付金に関しまして、まず支給対象となられる方ですが、基準日令和3年12月10日時点におきまして、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主、また令和3年1月以降の家計が急変した世帯の世帯主の方が対象となります。手続的に今行っておりますのが、国の補正予算が12月20日に成立いたしました後、その後12月21日にこの子育て世帯の特別支援事業支給要領が改正をされております。1月7日に補正予算第9号専決処分をさせていただきました後に、2月18日対象世帯2,485世帯に対しまして、通知及び確認書を郵送しております。その後その確認書の提出がこの給付の条件となっておりますので、確認書を提出していただいた方からまたこれ順次給付を始めますが、年度内に給付するという事で第1回目の給付を3月23日を予定をしております。以上でございます。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

令和4年の1月7日付けでの専決をして、必要な通知書等の印刷、そういった時期時間的なスパンがかかったから、2月のその時期に通知を出して。今よくお問合せが実際あつてのがいつから支給になるんだろうということをお願いなんですけども、役場にも問い合わせ

あつてると思うんだけど、これ何か通知の方法とか考えてらっしゃるんですか。今後の支給。例えば今おっしゃるように、今年度中の支給ってなれば、いつ1回目を払って、そのときに全員が全員じゃないと思うんですよ。それに間に合わなかった人、例えばまだ返信してない方とかそういった方々に対して今後どのような形で給付を行っていつまでに終わらせる予定なのかその辺もちょっと含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

まず対象者の方への給付のお知らせにつきましては、支払い1週間程度前ぐらいになるかと思うんですが、支払い通知、いついつこの口座にいくら支払いますっていう通知を対象者の方にお送りをしたいというふうに考えております。また、ホームページなどでは、3月の下旬から順次お支払いをさせていただきますっていうお知らせをしておりますし、取りあえずその確認書の提出がないと、支給ができないっていうこの周知もしておりますので、その確認書が届きましたら、これも大体月2回程度の支給日を設定しておりますので、順次これも支給をしていきたいと。なお、これ一応その確認書の提出期限というのがございまして、これ3か月程度というふうに国から指示がっております。従いまして、うちが2月18日に通知をしておりますのでこの提出期限を、5月17日というふうにさせていただいております。今のところ、2,000件ほどの回答が返ってきておりますが、やはりこれもだんだん期限が迫るにつれて、出しておられないっていう方についての対応をどうするかっていうところもちょっと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局、確認書が返ってきてその内容に不備がないかどうかっていうのを担当者の方がおそらく目で見ているらっしゃると思うし、口座も役場が把握している口座から別の口座への入金というか送金というのか、それも可能だということであればその辺も全部確認しなきゃいけないだろう。日常の業務もあって、それでその担当の方が、結構夜遅くまで残業を強いられている。コロナワクチンの接種のときもそうだったんですけど、かなりその担当者、個人というか担当課というかその辺にかなりの業務負担が今回かかっていると思うんですよね。この国の方針によって。その辺、町長にちょっと議案質疑とはちょっと離れるかもしれませんが、町長その辺のところをどのように把握されているのか。そしてそういった国の方針に従って、やむを得ない残業が強いられている状況等について今後どのように改善するおつもりなのかその辺をちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議員ご指摘の件につきましては、私自身も苦慮をしているところです。しかしながら国の制度によって、これはある程度の時間、限られた時間の中で給付をしていかないといけないというようなこともあります。そして今、議員ご指摘のように、給付をするまでの準備についてもかなりの時間を要しているということがありますが、職員の絶対数っていうのは限られておりますので、その中で全てを、事務作業をしていかないといけないということになっております。それで職員にとっては、残業等で対応してもらっているところもありますが、なかなかこれについて職員数を増員するだとかってというようなことにも、なかなか得ないっていうようなところもあります。そういったところから、職員にはこういった臨時といいますか、国の措置に対して、住民の方たちにとっては、先ほどの質問がありますように、給付をしてもらうということ自体待っている方たちもありますので、迅速に対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

非課税世帯の基準日が12月とか、それは役場のほうで分かると思うんですけども、先ほど課長言われた令和3年1月1日から家計が急変したと。こういうところについてはどういうふうに把握されてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和3年1月以降の家計急変世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の申請日の属する月の前月までの家計が急変をし、同一の世帯に属する世帯全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯というふうに規定されてます。簡単に言ったら、3年度は住民税がかかっているけど、それは3年度の住民税といいますのは2年中の収入を見て判断しますので、令和3年1月1日以降に例えばお仕事の都合でその収入が減ったとかということで、非課税世帯と同等の収入に落ちられた方が対象となります。そういった場合は、申請が必要になりますので、この申請につきましては、周知の方法は毎月チラシを全戸配布したいと考えております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

15款 国庫支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

細かいことで申し訳ないんですけど、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金。給付事業費補助金というのが項目２つに分かれたってというのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。まず３億円ですが、これが先ほどから言っております非課税世帯１世帯当たり１０万円。これを予算的に非課税世帯が２，６２２世帯、家計急変世帯３７８世帯を見込みまして合計の３，０００世帯分の事業費を計上しております。で、４１０万６，千円につきましては、この事業実施に伴います事務費を計上しております。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

おそらくそうであろうというふうには思っていますが、分ける必要があるんでしょうかという質問。これ、おそらく総務文教委員会付託になると思いますが、そのときに説明していただいたら結構です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第８号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第８号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第９ 議案第９号 令和３年度鞍手町一般会計補正予算第１０号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の２６頁をお開きください。

２款 総務費及び３款 民生費について２６頁から３９頁まで、質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

２９頁の庁舎等建設費減額になっていますけど、この中身について。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えいたします。まず12節の委託料でございます。上の設計管理委託料につきましては、解体事業費の確定によりまして減額するものでございます。そしてその下、設計測量委託料継続費となっております。これにつきましては、まず予算書の5頁をご覧いただきたいと思っております。5頁の第2表、継続費補正の欄で、2款 総務費 1款 総務管理費の庁舎建設等事業の設計事業費の令和3年度分の1億7,530万円が3年度分予算として計上しておりました。それが事業が確定いたしましたので、この分が令和3年度分1億5,409万4千円となっております。この差額分が2,120万6千円となりまして29頁の減額とさせていただきます。そして、その下14節の工事請負費でございます。これは上の工事費につきましては解体工事の事業確定分による減額でございます。これは当初補正前が2億5,448万4千円として予算計上しておりましたけれども、事業を確定しまして事業費が、1億4,739万3千円で確定いたしましたので、その差額分1億709万1千円を減額するものでございます。そしてその下、工事費継続費でございます。また5頁の継続費の表をご覧いただきたいと思っております。2段目の庁舎等建設事業の造成工事の部分でございます。この造成工事の部分につきましては、令和3年度令和4年度で2億円という形で計上させていただいております。補正前は令和3年度が1億7,383万円、令和4年度が5,261万7千円と年割りをしておりましたけれども、令和3年度の事業費が8,617万5千円というふうに確定しましたので、年割りを変更して、令和4年度を1億1,382万5千円としております。それで先ほどの29頁をご覧いただきたいと思っております。その分の年割りの令和3年度分の補正前の1億4,738万3千円が8,617万5千円になりましたのでこの差額6,120万8千円を減額するという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

事業費が確定によって入札だとかそういうことで、下がって減額になるっていうのは分かるんですけども、町長が本会議冒頭に今回の庁舎建設費については53億を、事業全体ですけれども庁舎だけでなく全体的に53億を堅持すると。今、この情勢の中、物価がどんどん上がっていくという中で堅持するっていうのは。もっと引き下げるために努力すると言ってあったのが、53億を堅持しますというその言い方に変わったのがどうしてなのかなと思って。その点についてちょっと町長の考えなり思いを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この質問との関連ということになりますけれども、今経済情勢、世界の情勢を見ていただきますとわかりますように、今宇田川議員がご指摘のように全ての資材が高騰しております。

一般的にはなかなか当初の見積りというか、計画からすれば増高になるっていうふうに考えられるところではあります。しかしながら、こういった入札残であったり、いろいろなところで今工夫をしているところで、はっきり言いますとなんとか当初の計画どおりの53億数千万の中で事業を完結したいというふうに思って、職員も非常に今努力をしているところです。しかしながら、私の思いとは裏腹にウクライナの問題だとか、今の戦争状態によってまた大きく状況が変わってきていますので、当初作ったときから比べてほんの1か月ぐらいの間にまた大きく状況も変わってきていますので、堅持と言うたものの本当に堅持できるかどうかというような、正直今のこの段階においては、なかなか言い切れないなっていうところが正直なところあります。しかしながら、なんとか建設費その他を抑えていきたいというのが今の正直な心情です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

当初から、入札残だとかいうところは、最初からもう見込まれてあったんですよ。おそらく全体的に見ても当初は総事業費ですね、関連事業も含めてですけど、53億っていうのはそこまでかからないだろうという予想を、それを覆すっていうか、そういう状況に今世界的にもなっているということなので。ただ町民は総事業費の額だけ見ている方がたくさんおられて、もう53億高すぎると。そういう考えの方がたくさんおられて、それを削るのに、例えば入札残だけで下がりましたよというのか、それとも何か削られるところがないだろうか、それを見つけ出してここはもうちょっと今回抑えようと、やめておこうというようなことで、事業費自体を削っていくということをやっていないとなかなか難しいんじゃないだろうかと。もう一度その点について町長お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように、職員は当然ながらそういうことも、実際にやっております。それで、どこをどうやって削っていこうかというようなことも含めて、精査をしているところですが、当初はまず鉄鋼、要するに鉄鋼自体が相当な値上がりをしていました。この値上がりを吸収するためにも相当な努力が必要でありました。それを何とか入札残だけでなく、その他のところで吸収していこうというようなことで努力を今もしているところですが、と同時に先ほども言いましたように、大きく世の中の状況自体も変わってきていますので、なかなか今非常に厳しい状況であることは間違いありません。しかしながら住民の方たちに対しての広報の仕方等ももう少し工夫をすればよかったかなということもありますし、なるほど納得の別冊として出したりもしましたけども、なかなかまだまだ住民の方たちにご理解いただけてないところがあるかもしれません。しかしながら、こちらのほうでさらなる努力が必要かなというふうには思いますが、ただ建設費総事業費については、非常に今苦慮して

るところであります。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

介護保険料の減額の理由です。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。介護保険広域連合の負担金の減額につきましては、令和2年度分、前年度分の精算処理が終了したため、その余剰分を各市町村の令和3年度分負担金から減額をするものでございます。従いまして、今回本町といたしましても、2,931万9千円を減額させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今度次の質問なんですけれども、35頁から37頁についてご質問いたします。35頁の3款 私立保育所費です。それと、私立保育所の中の18のところ保育士、幼稚園教諭と処遇改善臨時特例事業費補助金っていうのがありますね。これは何人分の何ヶ月の補助金でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、国の補正予算成立に伴います新たな事業で、保育士や幼稚園の先生方を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、収入を3%程度、月額に直しますと9千円引き上げるための措置を令和4年2月分から行うものでございます。従いまして今回補正をさせていただいておりますのは、2月と3月分の2か月分ということでございます。その私立保育所費で計上させていただいております金額につきましては、本町の私立の保育所の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

もうその計算どおりでということですかね。それから下に認定こども園のことも書いてあります。これも同じ内容ということでいいんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。同じ考えで予算計上をさせていただいております。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

次の37頁には、放課後児童健全育成事業費の中の同じような処遇改善のことが載っております。これも同じ内容ということでよろしいのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい。これも放課後児童支援員の方たちを対象に実施され、月額9千円程度引き上げを行うための予算措置、令和4年2月分から3月分の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ところが35頁の公立保育所にはそれがないんですね。計上されていないのはなぜでしょうか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えします。地方公務員の給与改定におきましては、地方自治法及び地方公務員法などの法令そしてその他の法令に基づいて定められている条例により、決定されるものでございます。また、地方公務員法第25条におきましては、職員の給与は、条例に基づいて支給されなければ、またこれに基づかずにはいかなる金銭または対価物も職員に支給してはならないというふうになっております。今回、正規職員の保育士の処遇改善につきましては、国家公務員の給与法の改定は行われておりませんし、また給与条例改正に関する手法等が示されておりませんので、今回正規職員については改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

聞くところによりますと、国のほうはやっぱりこの方々は、対象になっている方々、今まで非常に不利な条件でされていて、やっぱりこの際こういう方々の給与を上げなきゃいけないということで、国としては公務員に対しても、実施せよとそういう通達といたしますか、が出ていと聞いたんですけど出てないんですかね。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

まず国家公務員にも福祉職という給料表がございます。国家公務員の福祉職、本町は国家公務員福祉職に準じて作っておりますけれども、この部分は改定されておられません。国のほうが。ですので、給与表等改定を行っておりません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

公務員にも、処遇改善を適用していいというようなことがあるようなこともちょっと聞いてますので、そこら辺調べていただきまして、やっぱりこういう方々の賃金が上がるということが、賃金全体の、地域の賃金のベースアップといいますか、そういったことにつながりますし、やっぱり今不景気でありますから賃金が上がらないことは景気もよくなるんでね、だからもし可能であれば、こういうところからこう賃金アップしていただいて景気を少しでもよくなるように努力していただきたいなと思っておりますので、そういう情報がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 正彦君）

答弁要らないでしょう。議案質疑ですから要望ということにはならないと思ひます。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。4款 衛生費から8款 土木費について、38頁から45頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

41頁です。活力ある高収益型施設園芸産地育成事業補助金とありますが、かなり大きな額が減額という形で提案理由の説明によりますと事業の取下げという形になっておりますが、元々その計画されていた方の計画自身が流れたのか。それとも何らかの要因で、今年度の実現できなかったのか、これをどのように理解し、この数字をどのように受け止めればいいのかをちょっと教えてください。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。令和3年度の活力ある高収益型園芸産地育成事業につきましては、ぶどう栽培を行う3組の農家が共同で事業実施主体となり、それぞれがぶどうハウスを整備するというところで、まず事業要望がありましたので、それを予算化いたしました。それにつきましては、事業実施主体より5月の長雨により、露地栽培のブドウが不作となり、令和3年

の収入が減ることが見込まれるなどの財政的事情により、自己負担分が確保できないということで、下げの届出がっておりますので、今年度の事業は、全て下げまして、次年度以降もこの事業実施主体については、今のところ事業要望は上がっておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

同じ頁の1番下の負担金補助及び交付金のところの有害鳥獣駆除補助金というのがありますが、これの対象になる有害鳥獣っていうのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。対象となる有害鳥獣は、イノシシと鹿でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

他は一切認められないってことですかね。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

はい。イノシシと鹿以外の動物は対象としておりません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。9款 消防費から、10款 教育費について、44頁から49頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

45頁1番下のところ学校教育課、外国青年招致事業費とありますが、これ今減額になっていきますけど、現在どういう状況になっているのかお尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

現在のところALTの先生が1名おりますが、実は昨年12月にALTの先生が来日する予定だったんですが、そのALTの先生がコロナの陽性となりまして、急遽来られなくな

ったということで、現在は1名のALTの先生で授業を行っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。12頁から25頁まで、質疑はありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

21頁の売払収入これ場所はどこですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。この家屋売払収入につきましては、旧西川第1保育所の建物部分に関する売払収入となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

家屋ということは建物だけで、土地は。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。本来であれば、土地と建物を同時に売却するのが最も良いところなんですけれども、この土地につきましては、筆界未定地域が多くございまして、測量に費用と時間がかかることになっております。そのため、まず建物を先に売却いたしまして、土地は測量後土地が確定次第、改めて払下げを行うことといたしました。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

じゃ敷地には、賃料は発生すると。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

令和3年度におきましては建物の部分で、11万1,019円、敷地の部分で、34万1,907円となっておりますので、令和4年度はこの敷地部分の34万1,907円を賃借料と想定しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今の添田議員と同じところですか。これは公募はしたんですか。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。公有財産につきましては、公募を行って処分しております。処分というか、この使用については公募を行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

公募はしているんですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、公募は行っております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

23頁の職員退職手当基金繰入金のところが増額されておりますが、何人の退職が見込まれているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。職員退職手当基金からの繰入金につきましては、今年度末に依願退職の申出があったため、4名分の退職手当を基金より繰入れております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。ちょっと頁戻ります。さっきの家屋の売却のどこなんですけども、上物を先行して売って、底地がまだ残っていると。底地は結局町の名義のままだと思うんですけど、これは何か、その買取り特約とか売るときに何か特約つけて売っているんですか。

○議長（星 正彦君）

ちょっと答弁を整理しますので、休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時58分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの田中議員の質問に対して、総務課長答弁させますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。お時間を取らせて申し訳ございません。はい。まず買戻し特約については、5年の買戻し特約がついております。で、今回のこの物件につきましては、もともとこの西川第1保育所の土地と建物については、公募するときはその公募の条件として、今の事業者さんから将来的にここは買うという条件でご提案がございました。で、それに基づいて今回まず土地と建物を買うという段階で、土地については先ほども申しましたように筆界未定の部分がありましたのでまずは建物を先行して買うと。で、土地が確定次第、今後そこの土地を買われるという内容になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

当然、その不動産の取引の場合上物と下物があって、不動産はそれぞれ上物は上物で独立したもの、底地は底地で独立しているんで、それぞれの売却っていうのは可能なんだけど、そういったその公募のときにもそういった買取り条件によって公募されてるわけだということなんですけども、こんなこと言うと相手の事業者に対して失礼かもしれないけど、あくまで事業者ですので、今後その景気次第じゃどういうふうになるかわからないと言ったようなことがありますので、今後できればそういった町有財産を売却する時の底地と上物がついている場合は、上ものだけ売っちゃうと底地が死んじゃうんですよね。言っている意味分かると思いますけど、できれば同時に上下セット、上物と底地は、同時に売るべきだというふうにも思いますし、筆界がはっきり出てない場合においても、公募によって例えばその公募表での売却とかいう手段もできるわけですから、その後に買った方が筆界をはっきりさせればいいと言ったような形もとれないこともないと思いますので、できれば上下セットで今後売るような方向でぜひご検討願いたいと思っておりますけど、町長その辺どう考えていますか。今後の町有財産を売るっていうことはかなり物件的にあると思っておりますので、町長の基本的な考えを教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的には田中議員が言われるとおりだというふうに思いますが、ケースバイケースでどういうケースが今後考えられるか、いろいろと想定はしていかないといけないというふうにも思います。田中議員が言われることについては、一つのアドバイスとして承りたいと思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第10号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第11号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第12号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回、元金全部支払ったということで、1件は減っているでしょうけども、残りの件数と人数それと額がどうなっているのかっていうのを教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。令和4年3月末現在の滞納額、見込みでございますが、金額で1,875万9,174円。件数が9件の5名でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

（「なし」の声あり）

只今議題となっております議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第12号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第13号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第14号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

13頁ですけど、今度全体で2,340万円ということで、老健施設の改修ということで、この改修の中身どういう改修されるのか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。今回の改修につきましては、介護老人保健施設の改修になります。主には、旧くらで病院のありました給食室を介護老人保健施設のほうに移転するというか、そちらに増設するというふうな工事が主なものになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 14時07分

再開 14時19分

会議を再開します。

次に、日程第15 議案第15号 令和4年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の66頁をお開きください。1款議会費及び2款総務費について、66頁から135頁まで質疑ありませんか。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

83頁。わかりやすい予算説明書ですけども、作成している数に対して区長通じて配付されていると思うんですけども、何%ぐらいが配布されているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。只今のご質問ですが、区の加入率というところでよろしいでしょうか。世帯の加入率というふうな形になるかと思うんですが。作成している部数ですか。作成している部数については5,800部になっております。只今の組織率につきましては、7,403世帯中3,512世帯が組織率というふうになっております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

庁舎建設とか厳しい財政状況で、こういうマンガの本を毎年作成する必要があるのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このわかりやすい予算書っていうのは、文字どおり中学生からでも分かるように、町の予算がどのように使われているかっていうのを、町民、中学生以上の方が見て分かるようにとすることで作っております。当然ながら、町民の方たちに鞍手町が今どの事業にどれぐらいの予算を使わせていただいているかというのを知っていただく意味では、非常に有効な説明書になっているというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

配布されている分とその残りは、最後どうなっているんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

はい。区を通じて配布している他には、公共施設、郵便局、銀行、中央公民館、病院等に配下させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

はい。同じところですよ。これ結局毎年出している理由というか、それはどういった理由ですか。例えば、最初に出したときは分かるんですよ。それから事業年度が変わるごとに、新たに発生した事業だけを出すっていうことも1つの方策じゃないかなというふうにも思います。毎年これだけの経費かけて出している理由というのはどういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

毎年度、当初予算の額が違っておりますし、事業費も変わっております。従いまして、主な、町民の方たちに1番関わりのあるようなものを抽出してこの予算書として作成をしております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

結局その項目、名称さえわかればいいような気がするんですよ。まずそれをお知らせする。毎年度金額を入れているから、予算が変わったら毎年出さなきゃいけないということなんでしょ。そこがどうしても腑に落ちないんですよ。例えばこれをホームページで情報

提供する時の経費。それから広報出してますよね。広報にA4レベルで2枚もしくは4枚追加すれば、その辺の変更があった部分とか、数字の変更とかがあった場合は十二分に対応できるんじゃないですか。その辺経費的に比較したことありますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

経費として比較したことはありません。しかしながら、住民に対して鞍手町としてどういう予算をどのような形で使っているかっていうことはきちんとお知らせする必要もあると思いますし、それをどうやったらよりわかりやすく町民の方たちにお知らせするかっていうのは、これは行政としての義務であろうというふうに思います。なぜならば、予算を町民のためにある予算でありますので、住民の方たちに知っていただくっていうのがこれは行政としての基本的な仕事だというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長のおっしゃる意味はよく分かるんですよ。非常によく分かるんですけど、その毎年経費、予算がないとかいろいろおっしゃっている中で、これに毎年150万、200万かけてさっき話がありました5千何百枚作って、そのうち各家庭にいつているのは、区の加入率が3千件あるかないかでしょ。そしたら半分近く2千部以上が公共施設かどこかに置かれていて、おそらく無駄になっているんじゃないんですか。だから、その辺をきちっと精査した中で、今後これ、町長の自己満足のような気がするんですよ。言葉は汚いけども。どうもこの予算は、非常に納得できないというか、腑に落ちない。その辺ちょっと、もうちょっとこうこれが絶対に必要なんだと、これだけの経費かけて町民にどうしても情報提供したいんだと。他に例えばその土木の溝掃除に回すとか、アスファルトが剥がれたところを計画的に直すとか、そういったところに使ったほうがより一層町民は喜びます。僕はそう思います。だから、結局町長が、もうちょっとこう腑に落ちるような説明ができないのであれば、本当にこれこの予算腑に落ちないですよ。毎年これを出すっていう理由がよくわかんない。数字の変更点をお知らせすりゃいいんだったら、今言うように広報でA4の紙ベースで2枚か4枚あれば足りる話でしょ。最初に出しているんだから。もしそれを各ご家庭が大事にとっていければの話ですよ。これねどうしても腑に落ちないんですよ。町長。この辺もう1回説明してもらえますか。今のような状態じゃなくて。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算書については、町民の方からわかりやすくすごく評価をいただいています。今までは、鞍手町が何にどれだけの予算を使っているか全くわからないというふうなお話を私

は議員の時によく聞いておりました。そういったことから、住民の方たちに予算が、どれだけの金額が、どういう事業に使われているかというのをきちんと知らせる必要があると。これは行政として、当然のことだろうというふうに私は考えておりました。自己満足じゃないかというようなお話もありますが、これは自己満足とかいうようなことではなくて、当然町民の方たちに対して、予算の使途、使われ方についてきちんとわかりやすくお知らせするのが義務だろうというふうに思っています。ですから、この部数が多いと言うのであれば、部数を減らすことはあるかもしれません。しかしながら、今の鞍手町の区っていうか自治会といますか、その加入率が低いということは、これとは直接関係のない話ではありますが、これは地域のコミュニティをどう作っていくかということにも関わります。これについても、今のところ鞍手町としては、大きな課題の一つであろうというふうには考えておりますので、この部数が多いか少ないかっていうことについては、検討することはあると思いますけど、この予算書については、住民の方たちにきちんとお知らせすべきものをお知らせすることから、必要なものというふうに考えています。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。ちょっと4回目ですけどよろしいですか。町長、今のような答弁であれば、7千世帯あるんだったら、なんでその世帯分作らないんですか。はなから2千世帯捨ててるじゃないですか。情報提供から。なんで世帯分作らないんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

世帯分っていうようなことがあります。先ほど言いましたように必要でない方もあるかもしれません。これは住民の方たち、田中議員が言われるように、無駄というふうな方がいるかもしれません。ということで、今回は5,800部を作成するというふうにしております。ですから、まずは区に加入されている方には全戸配布するということと、必要な方が必要なときに取りに来られるように、役場にも置いておりますし、先ほど言いましたようなところにも、自由に取ってもらえるように置いております。それで、総体として考えた中で今のところは、5,800部が適当であろうということで、5,800部を作成するようになっています。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどから町長のお話聞いて、町長が言われてることも何となく分かるんですけど、今の答えの中で、田中議員がおっしゃっていた広報の頁を増やしたらいいんじゃないかっていうところは、まず今お答えされてないと思うんです。だから、その町民の方に伝える、伝える、それはもうわかります。それは広報っていうのでいいんじゃないですか。その広報の頁を増やすっていうところはどうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のわかりやすい予算書の中では、場所、写真だとか中身をそれぞれ事業について、わかりやすく、もう何度も言いますがわかりやすくするためにこの頁が今必要であって、広報に2頁増やした4頁増やしたってということだけで、じゃあどこでどれだけのものが事業費として上がっているかというのは伝えきれないというふうに考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

わかりやすい予算書、広報、これは多分広報の方が皆さん、町民の方見られている率が高いんじゃないかなと僕は思います。それと、2頁4頁って、やってみないとわからないと思うんですけど。わかりやすいっていうよりか、広報で見られている方が多いほうで、もっとそういうその町の予算、普通の頁増やしてそちらで掲載するのは全然問題ないんじゃないかなと思うんですけど、なんでそれを分けるのか僕はわかりません。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

広報のほうがよく見られているのか、このわかりやすい予算書のほうがよく見られているのか、これは調査をしてないのでわかりません。しかしながら、私は町民の方からよく聞くお話の中では、この予算書は非常にわかりやすくていいというふうな評価をいただいています。従いまして、私はこの事業については、予算をつけて継続してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

まだそこ納得できないんですけど、広報の頁を増やして同じような内容を書けばいいんじゃないかなと思うんですけど。なんでそれを分けるのか僕そこが腑に落ちないんですけど。広報、ペーパーですよ。お互い。別に分けなくても、一つのペーパーの広報というところで、頁を増やしてももう少しわかりやすい内容で、何頁になるかわからないんですけど、そちらのほうで一つにまとめていいんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

繰り返しになりますが、くらて家ということで漫画というようなことで、1つの家族をモ

チーフにして、そこでコメントを入れながら、この予算がどういうふうに使われているかというのを、本当言葉で言えばわかりやすくということになりますけども、説明をしているわけです。そういった説明の文章も見ていただければわかりますけども、それが広報の中の数頁で書き込めるような量ではありません。この事業についても、今大体88事業について、今まで書いてきております。そういった事業をそこは3頁4頁ぐらいで書き込めないわけですよ。今、有働議員が言われるように、本当に広報のほう町民がよく見ているのか、予算書のほうを見ているのかというの、もちろん今後調査をする必要があるかもしれませんが、この予算書が住民にとって必要なものかどうかっていうことも、今回が4回目になりますけども、今後ある時期には、アンケートをとって必要がないというようなことであれば、それをやめることだってあり得るでしょうが、現在、今の時点においては私はこれは必要なものというふうに考えておりますので、この予算書については、発行させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

95頁の上から4行目にあります。地域おこし協力隊活動費。各地で今、地域おこし協力隊ということで、公募したりして、入ってくると思うんですけども、国のほうからも来てるって話も聞いております。具体的に私不勉強なところもあるかと思っておりますけども、地域おこし協力隊っていうのが、鞍手町の中で、どのあたりで、どういう方たちで、どういう活動をしているのかを教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。只今のご質問に関して現在鞍手町では地域おこし協力隊は、まだ雇用しておりません。今回初めて地域おこし協力隊を、受け入れるというふうな形で予算措置をさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

地域おこしの項目が出ましたので、この件についてもお尋ねをいたします。まずこの事業内容、これはどのようなことを想定されているんですか。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

政策推進課長。

はい。まず、地域おこし協力隊の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等が進行している市町村が地域外の人材を積極的に受入れ、地域の活力を維持するとともに、定住定着を図り、地域の活力の維持と強化を図る事業で、平成21年度より総務省が推進している事業でございます。令和2年度におきましては、全国の自治体1,065自治体が、5,560名の地域おこし協力隊を雇用しているというふうな現状です。それから具体的な仕事内容につきましては、協力隊の業務内容については多岐にわたります。例えば地域資源の発掘や振興に関する事、観光振興に関する事、農林業の振興に関する事、地域間交流や移住定住の促進に関する事、情報発信に関する事など様々でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

事業についての内容は今の説明で分かるんですが、町長今回この事業に取り組もうと判断した理由と、その方なのか企業なのかよくわかんないけど、そういった人に何をどこでどのようなことをしていただくかということのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊につきましては、先ほど課長が答弁したように、地域に地域外から特に都市部の方から移住定住をしていただく際に、まずは地域の今説明しましたような内容に携わっていただいて、これは大体1年から3年の期間が任期というふうになっておりますが、それ以降についても、その町に住み続けてもらおうというのが大きな趣旨であります。その中で中身としては多岐に亘っておりますけれども、鞍手町にとりましては、やはり町外の方から来ていただいて、町内のいいところを情報発信していただく。それが先ほど出ましたような広報紙であったり、ホームページであったり、SNSであったり、そういったものを活用して地域外の方に違った目線で鞍手町を見ていただき、そしてまたそれを地域外の方に情報発信していただくというようなことで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員

○議員（3番 田中 二三輝君）

作業場所もってというふうに言ったんですけど、回数が進んでしまいますので、作業場所も後で教えてください。どういうふうな情報発信ですか。で、今言うその広報とか云々、SNSとか云々とかいうのは、今、ご担当の職員いらっしゃいますよね。都市部や地域外からっていうのであれば、この鞍手町の周辺の自治体の方を入れてもらって。臨時職員でも間に合うんじゃないですか。その程度の内容だったら。これ採用した方に、車の借り上げとか家賃とかその辺まで全部出さなきゃいけないんでしょ。そこまでして情報発信ですか。法定果実としてただの情報発信だったら、何も法定果実残らないじゃないですか。鞍手町に。違いま

すか。この情報発信する、都会から来てもらった人に違う目で見てもらって情報発信してもらおう。これだと法定果実何が残るんですか。鞍手町に残るものが何もないやないですか。そうでしょう。それだったら、臨時職員の人を雇うなり、職員の方をそれ専用の方、知識のある方をきちんと雇用して採用して、職員として働いてもらえば済む話でしょう。違いますか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

作業場所については、居てもらうところは役場内になります。この地域おこし協力隊員は、会計年度任用職員ということで雇えますので、今田中議員がご指摘のように臨時職員、呼び名は会計年度任用職員っていうことになります。その後について、先ほども言いましたように3年が一つの任期になりますが、任期終了後も鞍手町に居続けてもらいたいと、もらえるようにということで、呼び名としては地域おこし協力隊ということになっております。そしてまた全国的にも、地域おこし協力隊として赴任された方の3分の2は、3年以上居続けているというようなこともありますので、ぜひとも鞍手町にお越しいただいた方につきましても、任期として業務は担っていただき、そしてまた鞍手町にその後についても居続けてもらえるようにということで考えております。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

3分の2程度の方が全国に残っていただけてますから云々とか言ってますけど、で、雇った方は、採用した方は臨時職員だっておっしゃってますけど、じゃあ今の臨時職員の方に車の借り上げ代とか家代とか払っているんですか。鞍手町は。払ってないでしょう。全然立場が違うじゃないですか。そうでしょう。だから、これの趣旨っていうのは、こういう方々が何かしらの結果を町に落として、それを継続して町がやっていけるっていうのが本来の目的でしょう。この事業の。違うんですか。情報発信なんていうのは、その人の技術であって町にとっては何にも残らないですよ。法定果実が。近隣の自治体でも、やっている自治体、何件か知っていますよ。非常に短期間でお帰りになったところもおられるぐらいなんだから。非常にね、町長が考えているような期待は僕できないと思う。ましてや情報発信なんて言ったら、非常にアバウトで、曖昧で、今の職員の方もおられるわけでしょう。ご担当されてる職員の方。この職員の方にノウハウを上げてもらって、どこか出向なり研修なり行ってもらって、ノウハウを上げてもらって情報発信してもらえば、もう既に職員なんだからその方で十二分に間に合うことですよ。それを町長わざわざ地域協力隊って言って、家は借りるわ車は借り上げるわ。で、臨時職員ですと言って今の臨時職員の人と全然待遇違うじゃないですか。これ絶対なんかものすごくアバウトとすぎて。これもさっきも言ったけど、これも腑に落ちないですよ。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは総務省の事業でして、1人当たり地域おこし協力隊に対して470万が措置されるように、特別交付税で措置されるようになっております。令和4年度については、国は24年度までに8,000人にしたいというようなことから、令和4年度の予算は令和3年度の3倍の予算をつけて、地域おこし協力隊を強力に推進しようとしております。それで総務省としても、今までの未導入の自治体については、アドバイスもしていくというようなことで、総務省が積極的に取り入れようとしている事業です。そういったこともありまして鞍手町としては、今までまだ未導入でありまして、導入をしていないということから、今回この地域おこし協力隊に取り組もうというふうに考えております。で、先ほども言いましたように財源についてもそういうような財源がついておりますし、鞍手町にとって今職員が広報等しておりますが、なかなかやはり十二分に町民または町外の方たちに対しての情報発信が、やっぱりできていないんじゃないかというようなこともあります。特に移住定住を考えた場合に、鞍手町がどういうまちなのか、それをやはりどこの窓口というか、アクセスをすることによって、鞍手町の関係人口につながるように、そしてそれが交流人口につながり、移住定住に結びつくようにしていくというのは、人口が減少している町として重要な施策の一つというふうに考えております。この地域おこし協力隊を、一つの起爆剤としてこの方にまずは担ってもらおう。仕事とそしてまた先ほどの繰り返しになりますが、3年以上の移住に結びつくように、鞍手町としてもバックアップをし、そしてまた地域の方々にもご協力をいただきながら、移住定住を進めるための一つの方策として考えております。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

先ほどの課長の説明で具体的な内容が、大ざっぱすぎてよくわからなかったんですが、結局これ仕事内容は先ほど田中議員が言ったと思うんですけど、今の広報だったり、ホームページだったり、職員の方がやられてることを、地域おこし、まちおこし隊の方に、どこから来るかわかりませんが、今職員の方がやられていることをそのまま、言ったら引き継いで役場でやってもらって意味でいいんですか。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江君）

今回の地域おこし協力隊は先ほどから町長のほうが答弁させていただきましたように、広報、紙であったりホームページのほうを、担っていただこうと思っております。先ほどから町長のほうから説明がありましたように、本町におきましては、情報発信力が弱いというところが課題となっておりますので、その他のSNSですね、本庁につきましては、まだフェイスブック、ラインまでしかやっておりませんので、インスタグラムとかそういったもの

を活用しながら、どんどん町内外に発信をしていければなというところで、募集する際にも例えばちょっと広告代理店とかそういうふうなスキルをお持ちの方を、募集要件に入れて公募をさせていただこうかなというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

僕はこの地域おこし隊をイメージしていたのは、例えたとしたらユーチューバーとか芸能人の方が鞍手に来ていただいて住んでいただいて、その方たちが地元の農家さんだったり、いろんな職業の方に体験に行って、そういったことをそういうSNSで配信していく、そういった内容なのかなと思っていたんですけど。今お聞きした内容だったら、職員の方がやられている広報だったりホームページだったり、そういった内容だったら、田中議員もおっしゃったみたいに、臨時の職員でもいいんじゃないかなと思うんです。その辺は町長どうお考えですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

地域おこし協力隊には、先ほど言いましたように、会計年度任用職員というような身分で来ていただくということと、要するに委託をして来ていただくというような2つの方法があります。鞍手町の場合は、何度も今繰り返しになってご説明をさせていただいてますけどもどういうふうな形で、鞍手町の情報発信をしていくかということで、情報発信をしていく際に、かなりのスキルを持った方に来ていただきたいというのがあります。そういったことから、会計年度任用職員というような身分になりますけども、ある程度自由な活動の中で、鞍手町の情報発信をしてもらうように考えているところです。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

今町長が自由になって言っていますけど、結局役場に来ていただいて、役場でそういったホームページだったり、情報を発信する広報だったりっていうのは、あまり今までの職員の仕事内容と変わらないんじゃないかなと思っています。それと直方、これ実際やっています。直方で伺ったら、直方市も3年間やって、のちに起業とか移住をしてほしいということでやっているんですけど、結局その方東京から来て、半年でもう東京帰りました。結局、続かないんですよ。だからそういった意味で、僕は本当にイメージしたのは、ユーチューバー、芸能人の方が来て、鞍手に住んでいただいて、いろんな地元の方と触れ合いながらそれをSNSで発信していくとか、鞍手町はこうやって、いいんだよっていうのをイメージしていたんですけど、全然内容が違うんですよ。だから、職員の方たちが今までやっていた内容が基本じゃないですか。広報作るとか、ホームページやるとか。職員の方たちが今までやられたのが

基盤なんですよ。それだったら臨時職員でいいんじゃないかなと思うんですけど。その辺はどうなんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

だから先ほど言いましたように、身分としては会計年度任用職員です。そして直方のお話がありましたけども、どうやって移住をしていただくかというようなことも、それはもう役場の中だけじゃなくて、地域の方たちも含めて。先ほども言いましたように、その方に移住をしていただけるようにしていくというのが1つあるわけですよ。ですから、繰り返しのようになりますけど、広報の人は役場の職員がおるからそれでいいんじゃないかというようなことをもう何度も繰り返し言われますけど、先ほども言いましたように、かなりのスキルを持った人に応募をしてもらおうということで公募したいというふうにも考えておりますし、それは私たちが考える以上のスキルを持った方達っていうのは当然ながらいるわけですし、今、田園回避っていうようなことがよく新聞等でも活字としてなっていると思いますが、東京の23区も、2月はまた転入が多かったということですけども、コロナとか災害だとかいうようなこともあって、やはり地方に目が向いて転出されている方が多いというようなことも記事として出ています。とにかく、どうやってある意味、都市部の方から地方に移住してもらうか、それが地方の小さな町また都市にとっては、1番大きな課題でもあります。それを一つ、総務省としてはこの地域おこし協力隊をきっかけにして、そういう流れをつくっていかうというのが国の考えでもありますし、先ほど言いましたように、令和4年度は3倍の予算をつけて、失礼2024年までには8千人に増やしたいという国の考えもあるわけですから、特にそしてまたそういう住民の方たち、先ほど言いましたように移住を考えているような住民の人たちもあるというようなことでもありますので、そういった人たちに何とか鞍手町に来てもらって、そしてまた仕事をしてもらって、そして鞍手町のよさをまず知ってもらい、その鞍手町のよさを他の市町に発信してもらおうというようなことで私は考えておりますし、これは1つのきっかけになるというふうにも思っています。何とか鞍手町っていうのが、今までなかなか他の地域、町外に理解をしてもらってないところっていうのは、おそらくどなたも感じていることだというふうに思います。それをどうやって鞍手町っていうものをより理解してもらい、鞍手町に移住してもらうかというのが大きな課題ではあるわけですから、その課題解決の1つとして、地域おこし協力隊を活用していかうという考えから、今回計上させていただきます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

すいません。ちょっと全然違う観点から、総務省の肝煎りの事業ということで、予算ついてるそうなんですけど、総務省はこういう形しか示してないんですか。事業のやり方を。一般

的に地域おこし協力隊って言ったら、グループだと思います。隊長がおって隊員がおって、みんな何人かでこの地域を盛り上げていきたいと思いますというイメージを私は持ってました。だけど、今回は協力隊と言いながら、1人雇用して云々ということなので、これなら地域おこし請負人かなんかでやるべきじゃないですか。起こし隊だったら、だから総務省の言っていることは、こういう請負人を1人呼んできてそのまま住ませようっていうことなんでしょうか。それとも、やっぱりグループ作って何人かで盛り上げていこうという、そういう協力隊を作っていこうということなのか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

名称は地域おこし協力隊という名称になっております。そしてこれ各自治体と横の連携をとるといようなこともありますし、令和4年度からはその中のリーダーということで、情報交換等、地域おこし協力隊ということで、各自治体に行っている方たちの情報交換の場も設定するといようなことにもなっております。そしてまた鞍手町としては1名を今回お願いしようと思っておりますが、各自治体によっては数名、複数名の地域おこし協力隊がいるところもあります。名称としては、地域おこし協力隊ということになっております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

先ほどの質問からちょっと心配になってくるんですけども、これ絶対に辞めて帰らないよっていう人を募集して、面接して採用できる自信あるんですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これは先ほど言いましたように、全員がまずそこに3年以降も居てもらえるという保証はありません。実際に、先ほど有働議員が言ったように、直方市では半年足らずで帰ったっていうようなこともあったようです。実際に1年以内で帰る方も25%あるというふうな統計上もあるようです。しかしながら逆に3分の2の方は、3年以上その地域に移住して定住をされたということも統計として出ています。これはどこがどういうふうに違うかということになると思うんですけども、まずはやはりどうやって受入れていくか、その受け入れる体制をどうやって作っていくのかっていうのが1つあると思いますし、また住んでもらう地域の方たちにも、やはり受入れていただくように考えてもらうといようなことから先ほど言いましたように、行政と地域が一体となって、よりその地域おこし協力隊として来ていただいた方に、3年以降も居続けてもらうように、どうやってコミュニケーションをとっていくかっていうことがひとつ大きな要素にはなるかなというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

町長が一生懸命、今答弁されているんですけど、私としてはこれについてはやっぱりやってみるべき価値があるんじゃないかと思っています。というのは、去年の予算編成の中で質問したことあるんですけども、町長の所信表明の中で8つほど約束事があって、最後にその他の項ではございましたけど、国内でも珍しい生物っていうか昆虫のいる場所だということ、こんなのも発信していかないといけないということでありまして、我々そういうことにボランティアで、六田川とかいろんな鞍手の紡ぐ会の中で、関わってきているわけですが、実際もうみんな年取ってそれができないから、どうにか町としてそれに関係する職員を専門的に置いてくれんかと、係を置いてくれんかと。北九州あたりはホテル係っていうのがあって、環境問題の象徴的なものだっていうことで、ずっとアピールされておりますから、鞍手もせっかくヒメボタルっていう貴重な生物がいるんだったら、そのためにどうかならないかっていうことで我々も会長と何回か町長に直接談判してやってきたわけですけども、職員がいないとか、金がないとかいうことでされてなかったわけです。そういう中で、これ今回私も不勉強だったけども、こういう地域おこし協力隊っていうのはどこにあるのかなと。実際やっているのかなとということで質問したわけですけども、さっき田中議員なり、有働議員が言ったようにその中身を聞くと何かあやふやなところはあるかもしれませんが、そういうふうなところに、積極的にそういうふうな、もちろんそんな姫ボタルだけじゃないんですけど、桜とかいろんな形を我々この間立ち上げているわけですけども、そういうところと接点をとりながら、やっていくべきじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これからさらに820万ですか、かけてマイナンバーカードの普及事業をしていこうというこのようですけど、今まで大分その事業を進められてきましたが、現在の鞍手町におけます普及率はどの程度になっておりますか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。2月末現在、町の交付率につきましては、32.55%になっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

何か目標がありますよね。いつまでに何%という目標があったと思うんですが、それはどうなっておりますか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

はい。国の目標としましては、令和4年度末までに70%を目指すということになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

97頁シティプロモーション推進事業費っていうのか、令和3年度はどういった事業をされたのか教えてください。

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

はい。令和3年度につきましては、商工会青年部が行いましたGoTo鞍手の中で、真ん中鞍手コンサートの部分を取り入れて実施をしていただきました。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

それこそね、鞍手町をアピールしていくということで、設けられている予算項目かなど。シティプロモーション。そういった位置づけのものだと思います。鞍手町にはいろんなやはり事業者の方がおられます。若い方から、かなりベテランの方まで。そういった方々の知恵を借りながら、町をアピールしてということも必要かなと思うんですが、令和4年度はどういうことをしようというふうな、何か計画なり何かがあれば教えてください。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（高橋 奈美江）

令和4年度につきましては、今回の臨時交付金を活用させていただこうと考えております。これまで新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した地域に、にぎわいを取り戻すとともに、アフターコロナを見据え、地域の活性化につなげ、シティプロモーションをしていければなということと考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

町長にお伺いしたいんですけど、ご担当の職員とかいろんな方がいろんなアイデアを出してくると思います。そのときに、これ200万しかないんですけど、これで足りない場合ってというのは。これやはりその何ていうのか、アイデアなり、やろうとしていることが町にとって本当に有益だというときには、これ増額してでもやるんだというちょっと意気込みがあるかないか教えてください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この予算につきましては、この予算の範囲内でしょうというふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝君）

意気込みはないと。こういうことですか。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

意気込みがあるとかないとかじゃなくて、予算っていうことで200万を計上しておりますので、それを増減するというのは、今のこの当初予算を提案させていただいているこの時期に、その増額というようなことまでは、当然ながら考えておりませんので、この予算の範囲内でしょうというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

はい、109頁。庁舎等建設費の工事内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。109頁から111頁のほうの工事請負費という形になろうかと思います。まず、工事費につきましては、現在5億877万5千円計上させていただいております。この分につきましては、まず継続費としてこの中には先ほど補正10号のほうでご説明いたしました継続費として造成工事分として1億1,382万5千円が入っております。それに加えて、令和4年度当初分として、建設工事として3億9,495万円が入っております。その内訳としましては、7頁の継続費の表をご覧ください。7頁のほうに第2号として継続費の表を上げております。この中で、1番上の庁舎等建設事業費として建設工事分として、34億7,599万1千円を上げておりますけれども、これは令和4年5年度となっております。その内訳として、令和4年度が3億9,495万円、令和5年度が30億8,104万1千円の内訳となっております。この分の令和4年度分を計上しているところでございます。以上で

す。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

増額になるんですか。それとも想定している範囲ですか。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほども町長が答弁していただきましたように、この工事事業費につきましては、あくまでも当初の概算事業費の53.2億円の範囲内の概算で組んでおります。以上です。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

昨年のことなんですけども、当初予算で賛成したら、その執行に、補正で反対するのはおかしいと、そう言われたと記憶しているんですけども、今回もそういうふうになるんですか。

○議長（星 正彦君）

暫時休憩します。

休憩 15時10分

再開 15時20分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの、添田議員の質問に対して、総務課長が答弁いたしますのでよろしくをお願いします。

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい。先ほど添田議員より当初予算で賛成したものについて、後に反対するようなことはあってはいけないのではないかということ発言したということでございますけれども、その件につきましては、そういうことは制度としてはございません。そういうふうに、申したのであれば、大変申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

79頁、区の助成金のところですが、先ほどわかりやすい予算書のところで、自治会の加入率が、もうこれさっきのあれで言うたら7,403世帯中3,503世帯ということで、もう半分以下になっているんですね。で、今の自治会の状況が、自治会自体がメリットがないとかいうところもあって辞めていく方もおられるし、もちろん亡くなられたとか、転居

されたとかいう方もありますけれども、そういうことがあるんじゃないだろうか。今加入率が減ってきたら、区の財政もものすごくひっ迫してきている状態で、この助成金というの今後考えていかないといけないんじゃないだろうかというふうに思いますけども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

このことにつきましては、非常に危惧しているところです。鞍手町の地域コミュニティのある意味、非常に厳しい状況にあるというような認識でもあります。それでこれをどうやって立て直していこうかと。地域コミュニティをどうやって作っていこうかというようなことにつきましては、いろいろと協議をしたり考えたりもしているところですが、今のところこうやっていこうというようなはっきりとした答えを見出せずにいるというのが現状です。ただ、これをこのまま放置していかってということにもなりませんので、このことについては大きな課題として、地域コミュニティを再構築するためにいろいろな工夫が必要だろうというようなことがありますので、これはまた行政内部の中で協議をして、何がしかの答えを見つけ出していく必要があるというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

特にこの2、3年は、コロナ禍で、地域の行事も、もう全くできてないような状況で。夏祭りしたとか、町の体育祭とかいろんな行事も中止になった上で、計上経費も区にはあるわけで、そういった中で、もう全くメリットないから辞めますと。動けないから手伝えないからという方もたくさんおられるわけで、何か区に入ったらメリットありますよと。こういうメリットがありますよってというようなことも、何かひも付の補助金かなんかでもいいと思うんですけども、何かしらその方策をもう、早急に見つけていかないともう今危機的な状況です。50%割ったっていうことは。もうそこは早急に。ちょっとプロジェクトじゃなですけども、何か方策を考えていただきたいと思います。もう一度答弁お願いします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

まさしく、私も宇田川議員と同じ認識であります。そして、いくつかの方策については協議をしています。ただ令和4年度については、実施を見送ってはおりますけども、何とか令和5年度には新たな形での補助金等なりを考えていこうというふうなことは、内部では協議をしています。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この件は、私、一般質問でさせていただいたことがありまして、やっぱりある市町村では、ちゃんと専門の方に、専任の方を雇って全戸に配布していただいていると、こういう例も聞いております。そして私はその事態を知りまして、私の知っている範囲で区に入っていないから広報が来ないっていう人に気がついたときに配ってやるとものすごく喜ばれるんですよ。昨日も一般質問でもしましたけれども、例えばPCR検査ができるとか、そんなの知りたいけど、知らないって方が多いんじゃないですかね。で、せっかくいい施策をしていただいても、浸透してないということがあって。配ってもらえれば、読みたいという市民が大部分だと思います。だからそういったこともぜひ考えていただけたら、これ今こういうことを言う場所じゃなかったと思いますけど、ちょっとつけ加えました。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

質問するのも恥ずかしいような質問ですみませんが、基礎的なことが私はわかっておりませんので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。103頁にありますけれども、管理費のところの続きで、地方税ポータルシステムASPとか、その次の情報システム管理費のところ、FMCIaaSサービスとかありますが、これはちょっとどういうことか説明をしていただけたらと思います。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

はい、お答えいたします。まず、FMCというのは、表の1番下にふくおか電子自治体共同運営協議会という名称があると思っておりますけれども、この名称の略がFMCでございます。そして、そのあとのIaaSこれはイアースもしくはアイアースというふうに読みますけれども、これは福岡電子自治体共同運営協議会のデータセンターへの、このLGWAN回線を使って、各データセンターのやりとりをする仕組みのことを表しております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、134頁から209頁まで質疑ありませんか。
有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

181頁なんですけど、男女共同参画事業費、この事業内容を教えてください。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、男女共同参画事業費の内容でございますが、これは男女共同参画基本法の第九条に基づきまして、地方公共団体がその基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国の施策に準じました施策及び鞍手町の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有するというふうにされておりますので、それに基づきまして本町で事業を行う、その際に必要な経費を計上させていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これはどのようなメンバーの方で構成されていますか。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

男女共同参画の推進委員会のメンバーでございますが、委員の数は10名いらっしゃいます。申し訳ございません。今ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際に、ご提示させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

これにつきまして私は、一般質問の中でちょっと触れさせていただいたんですけど、やっぱり今ジェンダー平等ということがあって、そういう意識を高めていただくことが非常に重要になっていると思うんです。ですけど、予算が非常に少ないってことで、私一般質問させていただきましたが、去年から今年にかけてどのくらい予算が増えておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

はい、すいません。お待たせしました。令和3年度の当初予算額が54万9千円で、令和4年度の当初予算額が60万2千円でございますので、5万3千円の増加というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

この予算の中に入るかどうかわかりませんが、私ジェンダー平等の見地から、やっぱり女性特有の生理というような問題を全員の問題と全体の問題としてカバーしていただき

たいということで、生理用品を学校や公共施設にということをお願いしてきましたが、それはどのように予算化されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。この男女共同参画事業費の中に、今おっしゃられましたような費用は計上しておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私、一般質問しましたときに、町長が防災の備蓄の中からもできたらということをおっしゃっていましたが、そういったことはできているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

一般質問の中でお答えしたとおり、まだ検討中ございまして、現在実施しているというわけではございません。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

201頁ですが、新型コロナウイルス感染症PCR検査助成事業費なんです、200万計上されております。去年は600万。計上されていたんです。前年度は。説明書を見ますと、助成額は65歳以上が1万円で、64歳以下が1人当たり5千円ということになってるんですけど、今年度は200万の中でどのような65歳以上の無料の方が何名ぐらい、64歳以下の5千円補助の方が何人ぐらいというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

はい。お答えいたします。今年度までは、65歳以上の無料のPCR検査が国の補助事業として行われておりました。しかし、令和4年度につきましては、まず65歳以上の高齢者の無料のPCR検査の事業が現在のところなくなっております。それで今回200万円ということで、PCR検査の助成事業ということで予算措置計上させてもらっておりますが、これの内訳といたしましては、高齢者65歳以上の方を1万円×100名それから、5千円の補助を200名ということで、合わせて200万円の予算の計上とさせていただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、208頁から231頁まで、質疑ありませんか。
宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

227頁、地域振興券のことですけれども、昨年の状況はどうなったのか。それで、今回の中身について具体的に教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。昨年度はプレミアム率25%、一般の商品券を1億7千万円、リフォーム券を5千万円分発行いたしました。で、現在報告を受けている中では、主要総額2億7,454万円。うち商品券が2億3,429万円、リフォーム券が4,025万円というふうになっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

昨年は抽選でやるというようなことで、1世帯上限30万。個人が10万の上限で購入できると。ただ、割合的に町民全体の中では、ほんの数%にしか皆が上限額買えば行き渡らないというような状況だったと思いますけれども、何世帯の方が、そして何人の方がこの振興券購入されたのか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

令和3年度商品券を申し込まれた方が1,705世帯、リフォーム券が92世帯、合計1,797世帯。当初の販売は、発売金額の中で収まりましたので、申し込まれた方は全員買うことができしております。で、余剰がございましたので、余剰4,900万円に対して、2次販売を行っております。状況を申しますと、今年の上限額は1人5万円、1世帯当たり15万ということで、そこは押さえております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

また、抽せんという形で今回持っていく。前回、抽せんだったと思います。確か。ただ、申請された方全員買うことができたというようなことですが、1,797世帯の方が、振興券買うことができたけれども、後から2次募集やっても、もう私聞いたところによると、もう既にもうありませんよという状況だったと思うんですが。去年2次募集されましたかね。

一昨年じゃないですか。令和3年。全体上限を去年というか令和3年度でいえば、上限10万の世帯30万であれば、全体で割れば6%ぐらいしか。みんなが上限買えばそれだけの予算ですよ。今回15万と15万としてますけども、これ上限まで買えば、どのぐらいの町民の方に行き渡りますか。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

はい。令和3年度の実績で計算しますと、最小購入世帯数、上限まで全部買った場合は1,252世帯でした。令和4年度では、上限額まで買った場合には1,133世帯を一応見込んでます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、230頁から257頁まで質疑ありませんか。
西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

一般質問にちょっと関わることなんですけれども、歩道の建設費、旧徳島ビル周辺の歩道の建設費が今年、令和4年度に予算が付くって聞いておりましたが、どんなふうに予算化されておりましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えいたします。ご質問の県道でございますが、一般県道直方・新延線ということで、あくまでも歩道の設置工事は、県事業になりますので町の予算には計上されません。以上です。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

239頁のところに六田川治水対策事業費っていうのがあります。その前に河川維持管理事業費工事請負費というのがありますが、まず工事請負費というのは、どういう工事の内容になっておりましたでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。河川維持管理事業費工事請負費の内訳でございますが、六田川の除草工事これを1工区と2工区に分けて行います。それと室木川の護岸補修工事、これを行うこととしております。あわせて652万を計上させていただいております。以上でございます。

す。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

六田川治水対策事業費の報酬のところに、六田川治水対策検討委員報酬というのがありますが、これ今まで行われていたんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

平成28年度の第4回目の委員会以降、開催をされたということは聞いておりません。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今後どのような検討委員会の開催をされる予定でございましょうか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

一般質問の中で町長のほうがお答えいたしました。今現在調節池の工事が進められない状況で、今後、河道の拡幅工事のための事業化の地権者に対する意向調査を進めるため、今用地調査を地権者の洗い出しを行っているところでございます。地権者の洗い出しが終わりましたら、事業の説明を行っていくわけでございますけれども、事業化の目処が立ちましたらその事業の内容をこの検討委員会の中で、説明をさせていただくと、そういった内容の報告をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

231頁のデータベースの件なんですけども、造成事業の負担金が804万9千円ということになってますけども、全体的な金額がわかったら教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えをいたします。全体の工事費につきましては、今から令和4年度に、基本計画、基本設計、詳細設計等を作成して、その後でしか金額としてはわかりません。この804万9千円につきましては、福岡県、それから直方市鞍手町の間で合意しました前さばきの部分と

いいですか、これの予算でありますので全体予算としてはその造成計画ができないと積算ができない、今お答えできないということで、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（星 正彦君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

というのは、新聞あたりでは20haくらいいるということを知っておりますけども、鞍手のほうではどれくらいの面積になるのかそれを教えてください。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お答えいたします。先ほど申しましたように、まだ造成の確定はできておりませんが、現在のところの対象区域面積で申しますと、鞍手町が5万2,469㎡、直方市が17万1,355㎡合計の22万3,824㎡。鞍手町の割合としましては、全体の23.4%というふうに現在のところ積算しております。これは今から工業団地の造成計画等を作ることによって変更になりますので、現状のところの数値ということでご理解いただければと思ます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

243頁のところに、公園費というのがございます。地域のお母さんたちから、鞍手公園が非常に人目につきにくくて、子供たちだけで遊びに行かせるのは非常に不安であるということで、ぜひ監視カメラをつけてもらいたいと、そういうことを要望聞いておりましたが、監視カメラの予算は計上されておりましたか。

○議長（星 正彦君）

建設課長。

○建設課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。ご指摘のとおり現在公園内に開園当時の樹木、そして天道生えの立ち木が非常に繁茂しておりまして、景観上、防犯上もよくない箇所があることは承知しております。そのため、一部樹木の伐採を今年度を行いまして見通しはよくしているところでございますが、現在既設トイレのいたずらとかそういったものが度々発生しております。そういうことから今後公園全体の管理について、防犯カメラの設置も視野に景観の整備、防犯対策これを講じていかなければならないと、そういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

241頁の下の欄の中に、下水道事業費の件なんですけども、具体的に我々あちこち回っておりまして質問が出るのが、自分の所の下水道はいつごろ入るんだろうかと。多分、町長あたりも担当課のほうにもそういうふうな問合せが来てるかと思うんですけども。というのが家を新しく建てたい。下水道の管がいつごろ入るかによっては、それまではっきりしてから、建てたいというようなことを聞いております。私ももう記憶にないですけど、昔そういう説明会があった折にそういう話は聞いたというふうに聞いておりますけども、そういうのを再度ここで町民の方に、確認っていうか広報で知らせたほうが、今後の仕事のしやすさという町民の方から問合せも少なく済むんじゃないかなと思っております。そここのところはどうかお伺いします。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（原 敏勝君）

お答えいたします。下水道事業につきましては、計画区域を定めまして次に事業計画区域を指定してから整備を進めておりますので、今度の広報なりでお知らせしたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

275頁、一般質問でも聞きましたけれども、小学校の統合に向けた在り方ということで、もう統合の方向でこの予算は進められていますが、委託料の計画策定等支援業務委託料これはどこに委託するのか、まずその計画をどの範囲まで計画をされてあるのか教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

支援業務委託先については、今後4年度に吟味して事業者を決めたいと思っております。それと現在のところ、基本計画の内容について私どもで考えていることがございまして、まずは在り方検討委員会の保護者を中心にしたメンバーでございまして、その中に専門的な教育行政に関わる委員を加えたり、そういうふうな形で委員の構成を検討するのが一つと、あと内容については現在ところ9つ考えております。1つ目が鞍手町が目指す子供の像。2つ目が施設の整備の方針。3つ目が設備の整備方針。4つ目がスクールバスの運行方法。5つ目が小中連携に関する方針。6つ目がコミュニティスクール等の実施方針。7つ目が跡地の活用の方向性と決定までの管理方法について。8つ目が概算費用の策定。最後に今後のスケジュールについて今のところ考えているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

大体網羅されてあるんでしょうけれども、跡地の活用ということにも触れられましたが、まずはその場所の選定がこの中に入っていないんですけれども、そうしないと施設とか設備だとかいうこともちょっと考えにくいんじゃないかと思えますけどその点はどういうふうに考えてますか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、議員が言われましたように、先達ての一般質問の中でも答えましたように、今回の令和３年度につきましては、統合、どこと何校にするかということまでは決まっておりますが、令和４年度になりましたところで当然場所の選定等を含めまして、計画の中で進めていかなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

この計画策定の段階でやるということなんでしょうか。それとも在り方検討委員会で場所を決めて、それから策定を委託するに当たっても、場所は決めずともこういうふうな施設にして規模にしてとかいう話だけで委託されるのか。もう一つは給食センターの件もありますので、その辺もその設備の中に入っているのかどうかそういうのも含めて教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

当然この令和４年度の事業につきましては、議員がおっしゃるような１校にした場合の場所はどこなのかっていうのは当然この基本計画の中には入る内容でございますし、また施設の整備とか設備の整備方針の中には、当然給食センターのことについても入るかと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○議員（３番 田中 二三輝君）

３０８頁９頁、弓道場の件なんですけど、提案理由の説明の中にまずこの弓道場する前に、提案理由の説明の中にある公民館大規模改修事業費で、設計測量委託料というのがまず入っていますよね。この内容が何なのかっていうのをまず先に教えてください。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

297頁の中央公民館の大規模改修事業費の内容でよろしいでしょうか。これにつきましては、まず中央公民館の内部の改装ということを考えておりまして、その中では、電気量の関係でございますキュービクル関係とか、天井とか床とか壁とかの張り直しとか、また将来的には役場との連携もございますので、出入口の関係とかいろいろ様々な内容を加味した設計をするということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

提案理由の説明によると文化体育総合施設の一部施設のトイレの衛生環境の改善というふうな形で弓道場が特化されておりますよね。この弓道場をするよりも、まず中央公民館の本体とか、体育館とかのほうが利用頻度が非常に高いと思うし、武道館のトイレも同様に汚いと思うんですよ。これ弓道場に特化した理由は何ですか。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては弓道場に特化したというよりも、実はこれは新型コロナウイルス感染症の対応地方交付税の臨時交付金っていうのがございまして、これは非接触型の蛇口をつけるとか、トイレを洋式化するという内容でございまして、この施設内では博物館と弓道場をまず最初にしようということしております。弓道場特化ということよりも、軽微な感染対策ということで、臨時交付金を使ってするっていうのが内容でございます。また、議員がご指摘されておりますように、体育館と武道館のトイレにつきましても、当然私どもも危惧しているところでございますが、これにつきましては前者に対しまして、かなりの大規模な改修に当たるということもございまして、ゆっくり設計をして今後その改修工事等に当たるといった計画を上げているところでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、体育文化総合施設の中の中央公民館や体育館やその他の武道館なりのトイレは、この弓道場は簡単にできるけど、設計とかそういうのが必要で今後全部やるんだと。たまたま今回その弓道場が簡単にできるから、まずこれをやるんだというふうな理解でいいんですか。ここに特別な力は関わってないですよ。それを確認したいんですよ。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

もう一言で言いますと特別な力は関わっておりませんし、先ほど言いましたように、今回

博物館と弓道場というのが簡易なトイレの改修ができるということで、それを先行したというただそれだけでございます。先ほど申しましたように、全体の体育館、武道館の当然そういうトイレの劣悪な環境というのは、私どもも管理している以上、認識しているところでございますので、じっくり計画を立てて開始していくという計画でございます。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

統廃合のことで、学校建て替えるということになりそうなので。もう急激に計画が進んでるようですから、ちょっとお聞きしたいんですけど。コロナで先生方も子供たちも少人数学級というのが、どんなに子供たちの成長にとって素晴らしいかということを経験されております。それからIT教育なんかが進みますと機材もどんどん入ってきたりするので、机も大きいとかね。だから教室の中に、いくつ机を入れるとかか換気とかもそういったことも全部、それから小学校の定数も35人学級決まっておりますし、さらに少人数学級になる可能性もあります。そういったことを見通した計画がなされているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

今、西藤議員がおっしゃったご意見ありがとうございます。そのお考えをまた参考にしながら、この基本計画の策定に進んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他にありませんか。

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和君）

301頁の遺跡試掘調査事業費ってありますよね。これ多分役場を建てる場所と思えますが、違いますか。他のところはどこがあるんですかね。

○議長（星 正彦君）

教育課長。

○教育課長（古後 憲浩君）

これにつきましては、直方鞍手公用地造成事業に関わる遺跡の確認調査でございます。先ほど立石課長が申しましたように、鞍手町の開発対象面積が5万㎡以上でございます。現地に参りまして、5万㎡の中で遺跡の調査をしなければいけないという、調査面積に対しましては約800㎡でございます。そこについての文化財があるかないかの試掘調査ということでございます。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。14頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。14頁から65頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

15頁、町民税で個人、法人ともに昨年よりも増額の予算を組んでありますが、その理由について教えてください。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。この予算の計上の根拠といたしましては、11月末現在の法人町民税の調定を基に、それと国が示します地方財政計画によります令和3年度から令和4年度の予算の増加の見込みを勘案しましてこの数字を上げております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

基本的な基礎的な質問ですけど、15頁の1番下のところに、国有資産等所在市町村交付金とかいって、中間市っていうのがありますが、これはどういう内容なんでしょうか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 光徳君）

お答えいたします。ここの国有資産等所在市町村交付金というのは、ここに4つ挙げておりますけど、鞍手町の中で福岡県財務局、九州森林環境管理局、中間市が所有している土地がございます。本来であれば、税金がかかるんですけど、ここは国とか地方公共団体で県とかであれば税金はかかりません。しかし非課税ということではございません。ここの中間市のところにおきましては、上木月に中間市所有の土地がございます。そこで、その分を本来中間市が持っているんですけど、そこにはたしかソーラーパネルだったと思うんですけど、そういうものが置いてあると思いますけど、民間がもしそういうものを建設すれば課税されるんですけど、中間市がした場合には非課税というのは、そういうことではありませんので、この分は交付金という形で中間市からいただいております。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

25頁の14款の使用料及び手数料のところなんですけど、その鞍手駅の駐車場の使用

料というのがありますが、89頁に委託料というのがありまして、歳出のところですね。で、歳出は582万6千円なんです。鞍手駅駐車場の使用料は、337万4千円なんです。250万の赤字なんです。これずっと過去何年間か少し見て気になっているんですけど、委託料のほうが使用料よりもかなり高いと。これ何か見直す必要はないのかお尋ねします。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（三戸 公則君）

お答えします。今、西藤議員がおっしゃってますように、この分につきましては、まずはこの使用料として337万4千円につきましては令和3年度の収入見込みに対して、95%を掛けたところが今計上しております。今おっしゃいましたように89頁には、この駐車場管理委託料として582万6千円を計上しております。差引き245万2千円の赤字ということにはなりません。今後この駐車場の利用等のPRをしていくような形にはなろうかと思えます。以上です。

○議長（星 正彦君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 16時11分

再開 16時17分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第16号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第17号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第18号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第19号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第20号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第21号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第22号 令和4年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第23号 令和4年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第24号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時24分